

令和3年度第4回 堺市アスベスト対策推進本部会議 議事要旨

日時 令和3年10月14日（木） 13時30分～14時50分

場所 本館3階大会議室

※出先機関（各区役所、上下水道局、消防局）についてはオンライン

議題 1 市有建築物対策部会の活動状況等について

2 東雲公園予定地におけるアスベスト含有建築物等対策チームの活動状況等について

3 市立小学校におけるアスベスト含有建築物対策チームの活動状況等について

【議題説明及び質疑】

1. 市有建築物対策部会の活動状況等について（資料1、2：建築部）

（市長）

- ・資料2のフロー図は流れだけでなく、それぞれの項目で対象が何件あるのかを明記して、情報共有を図る必要がある。優先順位を付けるなど効率的になるよう改善すること。

（教育次長）

- ・教育委員会や住宅部局など相当多くの物件を管理する部署もあるが、これらの部署も含めて11月、12月に調査を終える想定なのか。

（建築部）

- ・教育委員会や住宅部局の物件については、件数の把握ができた段階で、改めて計画を立てたい。それ以外の建物について、11月、12月に優先的な部分を終える目標としている。

（上下水道局長）

- ・レベル1が発見された場合の情報公開等の対応についての考え方はどうか。過去の調査内容と項目を事務局で整理し、各施設管理者での調査に漏れないよう情報提供すべき。

（建築部）

- ・飛散の可能性が高いような場合は全調査を終えてではなく、その都度報告してもらい、対策を施設管理者と協議し進める必要がある。

（環境局長）

- ・今後、アスベスト管理マニュアル等の研修会を開催し、施設管理者の異動等でも確実にアスベスト対策が取り込まれるようにしたい。点検の留意点の施設管理者への提示や現地研修を行って、実効性を高める取組としたい。施設管理者と事務局が双方向にやりとりできるようにしていくので協力をお願いしたい。

(泉北NT推進監)

- ・施設管理者向けの研修会では、まずは施設管理者が大気汚染防止法や建築基準法等の法令に基づき遵守しなければならない事項を説明して基本に据え、今回の調査他に関しても、その位置づけを共有したうえで実施されることを要望する。

2. 東雲公園予定地におけるアスベスト含有建築物等対策チームの活動状況等について

(資料3：公園緑地部)

(島田副市長)

- ・除却するとの判断をする場合、用地買収も検討するのか。

(建設局長)

- ・まずアスベスト対策を進め、土地所有者等と話をし、アスベストの除却方法について理解いただく。その中で買収し全てを除去するという方法もあり得るが、所有者の方々の協力を得て進めていきたい。

(市長)

- ・リスクを説明した上で、所有者の意向も踏まえて調整を進めること。
- ・東雲公園予定地周辺の健康リスクについては検討しているのか。

(公園緑地部)

- ・健康リスクについて、近くに公園があるため、専門家にも相談し、1つのポイントだけではなく、道路側や公園側でも測定・分析した方がいいのではないかというアドバイスがあったので、調査を進めたい。
- ・屋外の気中濃度 0.5 本/L という値は、市内の住居地域での一般大気環境濃度の調査結果の 0.058~0.285 本/L と比較し、当該地が近隣商業地域ということで、少し高めの数値となっていることも想定される。

(市長)

- ・国から一般的な商業地域の濃度が示されていれば比較ができる。

(事務局)

- ・環境省から一般大気環境濃度が公表されており、令和元年度の結果では、商工業地域で最小値が 0.056 本/L 未満、最大値が 0.24 本/L である。

3. 市立小学校におけるアスベスト含有建築物対策チームの活動状況等について

(資料 4、5：教育委員会)

(島田副市長)

- ・ 検討する 4 校以外の小、中学校について、これまでのアスベスト対策はどのような状況か。

(教育委員会)

- ・ 過去の実態調査等で判明した吹付アスベストは全て除去済み。今後、市有建築物対策部会で確認調査を進める。

(財政局長)

- ・ 対応策の内容によっては今後仮設校舎建設の可能性もあるとのことだが、当該部分のスケジュールはどうなるのか。

(教育委員会)

- ・ 対策チームにおいて、専門家の助言も踏まえて年内に各学校の対策案をまとめる予定。対策の手法としては、囲い込み、封じ込め、除去があり、除去の中には、建物の除却も含まれる。

(市長)

- ・ 4 校とも気中濃度結果が 1 本/L 未満であるが、健康リスクについてはどう考えているか。

(教育委員会)

- ・ WHO の目安以下との認識であり、それ以外は特段言及できないと考えている。

(市長)

- ・ 気中濃度が分かっても、そもそも基準が分からないと、今後アスベスト案件が発生した際に明確な判断ができない。WHO 以外に厚生労働省などでも健康リスクを判断するための基準は示していないのか。

(事務局)

- ・ 一般環境のアスベスト濃度の基準はない。
- ・ 市ホームページのアスベスト一般大気環境濃度のページにおいて、WHO の環境保健クライテリアの「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1L あたり 1 本～10 本程度あり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い」という和訳を、市の測定結果と一緒に掲載している。
- ・ 大気汚染防止法では、石綿の製造工場の敷地境界基準として 10 本/L、解体工事等については敷地境界基準として府条例で 10 本/L の基準があるが、室内濃度は基準がない。住宅の品質確保の促進等に関する法律において、測定方法についての記載があるが基準はない。

(市長)

- ・児童、生徒や社会に向けて健康リスクを示す際に、基準がなければ安心とは言えない。
- ・大気中濃度や他の小学校の気中濃度と比べるなど、データ等が目に見える形で根拠を示すことが必要。
- ・比較対象として、どこと比べたら濃度測定結果の特異性を判断できるのかを検討し、そのポイントでの気中濃度測定を速やかに実施すること。
- ・北部地域整備事務所の事案を経験し、積極的に取り組んでいる堺市として、他都市の道しるべとなる方針を組み立ててほしい。

(教育次長)

- ・健康リスクについては専門家等で構成する懇話会で検討する。例えば、同様の形態の学校（体育館）の気中濃度を測ることで、今回の事案の気中濃度について特異性がないことを示せないかなども検討していただく。

(市長)

- ・今後専門家を交えて検討を進めるが、これまで関わっていただいている団体などの意見もお聞きしながら対策を検討すること。

閉会